

# 資料編





## 資料 1 川島町環境保全条例

平成 25 年 3 月 29 日 条例第 17 号  
(平成 25 年 4 月 1 日施行)

### 第 1 章 総則

#### 第 1 節 通則

(目的)

第 1 条 この条例は、現在及び将来の町民が、安全で快適な生活を営むため、環境の保全及び自然環境の適正な保全についての基本理念を定め、町、町民及び事業者それぞれの責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本的な事項その他の必要な事項を定めることにより、その施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって良好な環境を将来にわたって確保することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 良好な環境 安全で快適な生活を営むことができる生活環境及び自然環境をいう。
- (2) 生活環境 人の生活に係る環境をいい、人の生活に密接な関係のある財産並びに動植物及びその生育環境を含むものをいう。
- (3) 自然環境 自然の生態系をめぐる土壌、大気、水及び動植物をいう。
- (4) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (5) 事業者 町内において事業活動を行う者をいう。
- (6) 廃棄物 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃掃法」という。)第 2 条第 1 項に規定する廃棄物をいう。
- (7) 所有者等 土地、建物、車両、自動販売機等を所有し、又は占有し、若しくは管理する者をいう。

(基本理念)

第 3 条 環境の保全は、現在及び将来の町民が安全で快適な生活を営むことができる良好な環境を確保されるよう推進されなければならない。

2 環境の保全は、人と自然が共生し、環境への負荷が少ない持続的な循環型社会を構築されるよう推進されなければならない。

3 環境の保全は、日常生活及び事業活動において、地域の環境はもとより、地球環境にも配慮した自発的な取組により推進されなければならない。

4 環境の保全は、町、町民及び事業者との協働を大切にしつつ推進されなければならない。

#### 第 2 節 町の責務

(基本的責務)

第 4 条 町長は、前条の規定による基本理念(以下「基

本理念」という。)にのっとり、町民の安全で快適な環境の確保と形成に関する施策を策定し、これを実施するとともに、その実施について、町民、事業者に対し助言、指導等必要な措置を行うものとする。

2 町長は、前項の施策の実施にあたっては、総合的な行政の運営を図らなければならない。

(環境施設の整備)

第 5 条 町長は、良好な環境を確保するため、道路、公園、緑地、下水道その他の環境施設の整備に努めなければならない。

(町民意識の啓発)

第 6 条 町長は、環境に関する知識の普及を図り、町民の安全で快適な環境づくりに関する意識を高めるため、必要な措置を講じなければならない。

#### 第 3 節 町民の責務

(基本的責務)

第 7 条 町民は、基本理念にのっとり、常に良好な環境の確保及び環境への負荷の低減に努めなければならない。

(協力義務)

第 8 条 町民は、町その他行政機関が実施する安全で快適な環境の確保に関する施策に協力しなければならない。

#### 第 4 節 事業者の責務

(基本的責務)

第 9 条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動によって良好な環境を害しないよう、自らの責任と負担において必要な万全の措置を講ずるとともに、緑化の推進及び環境への負荷の低減に努めなければならない。

(協力義務)

第 10 条 事業者は、町その他行政機関が実施する良好な環境の確保に関する施策に協力しなければならない。

(従業者への指導)

第 11 条 事業者は、従業者に対し、良好な環境を確保するための法令及び町その他行政機関が実施する環境に関する施策について、その指導に努めなければならない。

(苦情又は紛争の解決)

第 12 条 事業者は、その事業活動を行うに当たり、当該事業活動に係る苦情又は紛争が生じたときは、説明会又は話し合いの場を設けるなどして、自らの責任と負担において、誠意をもって解決に当たらなければならない。

## 第5節 環境の保全に関する基本施策 (環境基本計画)

第13条 町長は、良好な環境の保全及び自然環境の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境基本計画を策定するものとする。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全に関する長期的な目標及び総合的な施策の大綱
- (2) その他環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 町長は、環境基本計画を策定するに当たっては、町民の意見が反映されるよう必要な措置を講ずるとともに、川島町環境保全審議会の意見を聴かなければならない。

4 町長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更についても準用する。

(環境基本計画との整合)

第14条 町は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び推進するに当たっては、環境基本計画との整合を図らなければならない。

(年次報告書の作成及び公表)

第15条 町長は、環境の状況、環境基本計画に基づき実施された施策の状況等について年次報告書を作成し、これを公表するものとする。

## 第2章 自然環境の保全

### 第1節 土砂等による土地の埋立て等の規制 (定義)

第16条 この節において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 土砂等 土地の埋立て、盛土又はたい積の用に供されるもので、第2条第6号に規定する廃棄物以外のものをいう。
- (2) 土砂等による土地の埋立て等 土地の埋立て、盛土又はたい積(製品の製造又は加工のための原材料のたい積を除く。)をいう。

(事業者の責務)

第17条 土砂等による土地の埋立て等を行う者(以下「事業者」という。)は、土砂等による土地の埋立て等を行うに当たり、災害を防止し良好な環境を保全するため、万全な措置を講じなければならない。

2 事業者は、土砂等による土地の埋立て等を行う土地(以下「事業区域」という。)の周辺関係者の理解を得よう努めるとともに、土砂等による土地の埋立て等を行うこと(以下「埋立事業」という。)に伴う苦情又は紛争が生じたときは、誠意をもって解決に当たらなければならない。

3 事業者は、埋立事業に当たり、町が定めた土地利用計画に適合するよう努めなければならない。

(土砂等による土地の埋立て等の許可)

第18条 事業者は、次に掲げる埋立事業は、規則で定

めるところにより町長の許可を受けなければならない。

- (1) 事業区域の面積が、300平方メートル以上3,000平方メートル未満となるもの
- (2) 事業区域の面積が、300平方メートル未満の埋立事業で当該事業区域に隣接する土地において、当該埋立事業を施行する日前1年以内に埋立事業が施行され、又は施行中の場合で、当該埋立事業の事業区域の面積と既に施行され、又は施行中の埋立事業の事業区域の面積を合算した面積が300平方メートル以上となるもの

2 次に掲げる事業については、前項の規定は適用しない。

- (1) 他の法令の規定により許可又は認可を受けた事業で、規則で定めるもの
- (2) 非常災害のために必要な応急措置として行う事業
- (3) 国、地方公共団体その他規則で定める法人が行う事業

(許可の基準)

第19条 町長は、前条第1項の規定による許可をするときは、埋立事業の計画が、次の各号のいずれにも適合していると認められるときでなければ、許可をしてはならない。

- (1) 埋立事業の目的及び規模に照らして、事業区域及び周辺地域の災害の防止、通行の安全その他良好な環境の確保に支障のないような構造、規模で適正に措置されていること。
- (2) 埋立事業の施行方法が、第24条に規定する埋立事業基準に適合していること。

(許可の条件)

第20条 町長は、第18条第1項の許可に当たり、災害の防止又は良好な環境保全上必要と認める条件を付することができる。

(埋立事業の変更許可)

第21条 第18条第1項の許可を受けた者(以下「許可事業者」という。)は、当該許可に係る事項の変更(規則で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、規則で定めるところにより、町長の許可を受けなければならない。

2 前2条の規定は前項の許可について準用する。

(許可の譲渡及び名義貸しの禁止)

第22条 第18条第1項又は前条第1項の許可は、当該許可事業者のみ効力を有し、当該許可の権利を第三者に譲渡し、又は自己の名義をもって第三者に事業を行わせてはならない。

(許可の承継)

第23条 第18条第1項又は第21条第1項の許可を受けた許可事業者について、相続又は合併のあったときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、その許可事業者の地位を承継する。

2 前項の規定により許可事業者の地位を承継した者は、その承継のあった日から起算して30日以内に、規則で定めるところにより、町長に届け出なければならない

い。

(埋立事業基準)

第24条 許可事業者は、規則で定める埋立事業基準に従い、行わなければならない。

(標識の設置)

第25条 許可事業者は、事業区域の見やすい場所に、規則で定める事業の実施等を示す標識を設置しなければならない。

(改善勧告)

第26条 町長は、許可事業者が第19条の規定による許可の基準又は第20条の規定による許可の条件に違反しているときは、当該基準又は条件に適合するよう必要な改善を勧告することができる。

(改善命令)

第27条 町長は、許可事業者が前条の規定による勧告に従わないときは、期限を定め必要な改善を命ずることができる。

(許可の取消し)

第28条 町長は、許可事業者が偽りその他不正な手段により、第18条第1項若しくは第21条第1項の許可を受けたとき、又は前条の規定による命令に違反したときは、その許可を取り消すことができる。

(中止命令)

第29条 町長は、第18条第1項又は第21条第1項の規定による許可を受けず、埋立事業をしている者(当該土砂等による土地の埋立て等を行っている者に対し、当該違反行為をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、又は当該土砂等による土地の埋立て等を行っている者が当該違反行為をすることを助けた者があるときは、その者を含む。)に対し、当該埋立事業の中止を命ずることができる。

(原状回復命令等)

第30条 町長は、第28条の規定により許可を取消したとき、又は前条の規定により埋立事業の中止を命じたときは、期限を定め原状回復その他必要な措置を命ずることができる。

(埋立事業の中止又は完了)

第31条 第18条第1項の規定による許可を受けた許可事業者は、埋立事業を中止し、又は完了したときは、その日から10日以内に規則で定めるところにより、町長に届け出なければならない。

2 町長は、前項の規定による届出があったときは、第19条の規定による許可の基準又は第20条の規定による許可の条件に適合しているかを検査し、適合していないと認めるときは、許可事業者に対し、期限を定め、必要な改善を命ずることができる。

(代執行)

第32条 町長は、第27条、第29条、第30条及び前条第2項に規定による命令を受けた者が指定された期間内に命ぜられた改善又は必要な措置を履行しない場合には、行政代執行法(昭和23年法律第43号)の定めるところにより、自ら義務者のなすべき行為をなし、又は第三者をしてこれをなさしめ、その費用を義務者

から徴取することができる。

第2節 水環境の保全

(定義)

第33条 この節において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 水環境 町民の諸活動並びに治水及び利水との調和の中で、将来にわたって良好な水質、水生生物及び地下水が育まれる豊かで快適な流域の環境をいう。

(2) 水道 水道法(昭和32年法律第177号)第3条第1に規定するものをいう。

(3) 公共用水域 水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)第2条第1項に規定するものをいう。

(水質の保全)

第34条 町長は、水が限られた貴重な資源であり、森林その他の流域の環境によってかん養され浄化されることに鑑み、河川、ため池及び地下水の水質並びに水道の水源地の保全について、必要な施策を推進するものとする。

(生活排水の浄化)

第35条 町民は、生活排水が水環境に与える影響を認識し、生活排水を公共用水域に排出しようとするときは、汚濁の負荷を低減するために必要な浄化施設の設置等水質保全に必要な措置を講じなければならない。

(事業所からの排出水の浄化)

第36条 事業者は、自らの事業活動に伴う排水(以下「事業排水」という。)が公共用水域に与える影響を認識し、水環境の保全のために必要な措置を講じなければならない。

(水域の水質目標)

第37条 町長は、町内の公共用水域の水質の保全若しくは自然の姿を残す水辺を創造していくため、水質目標を定めることが必要と認めるときは、町内の水域を指定し、当該水域の水質目標を定めることができる。

2 町長は、前項の規定により町内の水域を指定し、当該水域の水質目標を定めた場合は、その内容を告示しなければならない。

(指導又は助言)

第38条 町長は、生活排水又は事業排水を排出している者が、第35条又は第36条の必要な措置を講じていないと認められるときは、当該排水している者に対し、必要な助言又は指導を行うことができる。

第3節 野生動植物の保護

(定義)

第39条 この節において「野生動植物」とは、町の区域内において生息し、又は自生し、かつ、希少又は貴重と認められる動植物をいう。

(保護動植物の指定)

第40条 町長は、良好な自然環境を確保するため必要があると認めるときは、野生動植物を保護動植物として指定することができる。

2 町長は、前項に規定する保護動植物(以下「保護動植物」という。)の指定しようとするときは、保護すべき動植物の種類及び区域(以下「保護区域」という。)

を定めて指定しなければならない。

- 3 町長は、保護動植物を指定しようとするときは、川島町環境保全審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 町長は、保護動植物を指定しようとするときは、当該保護区域の土地の所有者等の同意を得なければならない。

(財産権の尊重等)

第 41 条 町長は、前条の規定により保護動植物を指定しようとするときは、関係者の所有権その他の財産権を尊重するとともに、土地の開発その他の公益との調整に留意しなければならない。

(指定の告示)

第 42 条 町長は、第 40 条第 1 項の規定により保護動植物を指定したときは、規則で定めるところにより告示しなければならない。

(標識の設置)

第 43 条 町長は、保護動植物を指定したときは、当該保護区域内に規則で定める標識を設置することができる。

- 2 前項の標識を設置するに当たっては、当該保護区域内の土地の所有者等は、その設置に協力するよう努めなければならない。
- 3 何人も、第 1 項の規定により設置された標識を町長の承諾を得ないで移転し、若しくは除去し、又は汚損し、若しくは損壊してはならない。

(指定の解除)

第 44 条 町長は、公益上の理由その他特別な理由があるときは、保護動植物の指定を解除することができる。

- 2 町長は、前項の規定による指定の解除をしようとするときは、第 40 条第 3 項及び第 42 条の規定を準用する。

(行為の制限)

第 45 条 何人も、町長が指定する保護動植物(動物の卵及び植物の種子を含む。)をその保護区域内において捕獲し、若しくは採取し、又は殺傷し、若しくは損傷してはならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合で、規則で定めるところにより町長の許可を受けたときは、前項の規定は適用しないものとする。

- (1) 学術研究のため必要があるとき。
- (2) 動植物の保護又は育成のため必要があるとき。
- (3) 公益上やむを得ないとき。

(助成)

第 46 条 町長は、保護動植物を保護するために必要と認めるときは、規則で定めるところにより助成することができる。

(損失の補償)

第 47 条 町長は、保護動植物又はその保護区域の指定に関し損失が生じたときは、当該損失を受けた者に対し、通常生ずべき損失を補償する。

- 2 前項の規定による補償を受けようとする者は、規則で定めるところにより町長に申請しなければならない。

- 3 町長は、前項の規定による申請を受けたときは、補償する金額を決定し、当該申請をした者に通知しなければならない。

(民間団体等の協力)

第 48 条 町長は、保護動植物に関心のある町民が組織する民間団体等の協力を求めることができる。

(外来魚種の規制)

第 49 条 何人も町の区域内に位置する池沼又は河川の生態系を乱すおそれがあるものとして規則で定めるブラックバスなどの外来魚種(その卵を含む。)について、次の行為をしてはならない。

- (1) 町内に位置する池沼又は河川に放流すること。
- (2) 捕獲した外来魚種を再び放流すること。
- (3) 捕獲した外来魚種を再び他の池沼又は河川に放流すること。

第 3 章 生活環境の保全

第 1 節 自動車等の使用に伴うアイドリングストップの推進

(定義)

第 50 条 この節において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自動車等 道路運送車両法(昭和 26 年法律第 185 号)第 2 条第 2 項に規定する自動車及び同条第 3 項に規定する原動機付自転車をいう。
- (2) アイドリングストップ 自動車等の駐車時又は停車時において原動機を停止することをいう。

(アイドリングストップの推進)

第 51 条 町長は、自動車等を運転する者がアイドリングストップの実施に係る埼玉県生活環境保全条例(平成 13 年埼玉県条例第 57 号。以下「県条例」という。)第 40 条第 1 項の規定を遵守するよう適切な措置を講ずるとともに、町民に対しアイドリングストップの推進に関し必要な啓発を行うよう努めるものとする。

第 2 節 空き地及び空き家等の適正な管理

(定義)

第 52 条 この節において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き地 現に使用していない土地、又は使用していても相当の空閑部分を有し、使用していない土地と同様の状況で、近隣の良い生活環境を損なうような状態の土地をいう。
- (2) 空き家等 建物その他の工作物で常時無人の状態にあるもの及びその敷地をいう。
- (3) 管理不全な状態 空き地及び空き家等において老朽化が著しい建物で、倒壊若しくは建築材等の飛散のおそれがある危険な状態及び敷地内の草木が著しく繁茂し、除草若しくは伐採が必要な状態又は不特定者の侵入による火災、若しくは廃棄物の不法投棄及びその他犯罪を誘発するおそれのある状態をいう。
- (4) 町民 町内に居住し、若しくは滞在し、又は勤務するものをいう。

(所有者等の責務)

第 53 条 空き地及び空き家等の所有者等は、当該空き

地及び空き家等が管理不全な状態にならないように維持管理をし、資材等の整理整頓をし、並びに建物その他の工物、草木及び敷地の適正な管理をしなければならない。

(情報提供)

第 54 条 町民は、管理不全な状態である空き地及び空き家等があるときは、速やかに町にその情報を提供するものとする。

(実態調査)

第 55 条 町長は、前条の規定による情報提供があったとき、又は第 53 条に規定する適正な管理がなされていないと認めるときは、当該空き地及び空き家等の実態調査を行うことができる。

(指導及び勧告)

第 56 条 町長は、前条の規定による実態調査により、当該空き地及び空き家等が管理不全な状態であると認めるときは、当該所有者等に対し、必要な措置について指導することができる。

2 町長は、所有者等が前項に定める指導を履行しないときは、当該所有者等に対し、環境の保全等に必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(改善命令)

第 57 条 町長は、空き地及び空き家等の所有者等が前条第 2 項の規定による勧告に応じない場合は、当該所有者等に対し、期限を定め必要な措置を講ずるよう命ずることができる。

第 3 節 放置車両の措置

(定義)

第 58 条 この節において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 自動車 道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号。以下「道交法」という。)第 2 条第 1 項第 9 号に規定するもので、機能の一部又は全部が喪失し、登録番号標等がないものをいう。

(2) 原動機付自転車 道交法第 2 条第 1 項第 10 号に規定するもので、機能の一部又は全部が喪失し、登録番号標等がないものをいう。

(3) 自転車 道交法第 2 条第 1 項第 11 号の 2 に規定するもの(機能の一部又は全部が喪失しているものを含む。)をいう。

(4) 車両 前 3 号に規定するものをいう。

(5) 放置車両 車両で、公共の場所に正当な権限なく相当の期間にわたり放置されているものをいう。

(車両の放置の禁止)

第 59 条 何人も、公共の場所に車両を放置し、又は放置させてはならない。

(自転車利用者の責務)

第 60 条 自転車の利用者は、当該自転車について、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律(昭和 55 年法律第 87 号)第 12 条第 3 項の規定による防犯登録を受け、フレーム本体の目立つ場所に貼り付けるものとする。

(放置車両の調査等)

第 61 条 町長は、放置してある車両について、当該車両の状況等について調査することができる。

2 町長は、前項の規定により調査をしようとするときは、当該公共の場所の管理者(当該公共の場所の管理者が町長の場合を除く。第 70 条において同じ。)及び町を管轄する警察署長に対し、放置してある車両の照会等について協力を求めることができる。

(移動命令)

第 62 条 町長は、前条第 1 項の規定による調査の結果、当該放置車両の所有者等が判明したときは、当該所有者に対し、期限を定め、当該公共の場所から当該放置車両を移動するよう命ずることができる。ただし、犯罪に係る疑いのあるものについては、この限りでない。

(所有者不明の場合の移動の告知等)

第 63 条 町長は、第 61 条第 1 項の規定による調査の結果、当該放置車両の所有者等が判明しないために前条の規定による命令をすることができないときは、次に掲げる事項を告知し、規則で定める標章を当該放置車両の見やすい箇所に取り付けることができる。

(1) 放置車両を公共の場所から移動すべき旨及びその期限

(2) 放置車両を移動した場合において、町長に申告すべき旨

(3) 放置車両を移動期限を経過しても移動しないときの措置

2 前項の規定により、放置車両の移動等の告知をされた当該放置車両の所有者等は、当該標章により告知された移動期限までに、公共の場所から放置車両を移動しなければならない。

3 何人も、第 1 項の規定により放置車両に取り付けられた標章を破損し、又は汚損してはならず、また、前項の規定により当該放置車両を移動した場合を除き、これを取り除いてはならない。

(移動の申告)

第 64 条 第 62 条及び前条第 2 項の規定により放置車両を当該公共の場所から移動した所有者等は、移動した日時及び場所並びに移動した放置車両の種類について、移動した日から 10 日以内に町長に申告しなければならない。

2 町長は、前項の規定による申告を受けたときは、その事実を確認しなければならない。

(期限後の措置)

第 65 条 町長は、放置車両の所有者等が、第 62 条の規定による命令に従わず、又は第 63 条第 1 項の規定により告知したにもかかわらず、移動期限を経過したときにおいても当該車両を移動しないときは、保管場所として定めた場所に、当該車両を移動することができる。

(移動した放置車両の保管)

第 66 条 町長は、前条の規定により放置車両を移動したときは、当該放置車両を移動した日から起算して 60 日間保管しなければならない。

2 町長は、前項の規定により放置車両を保管したときは、規則で定める事項を告示しなければならない。

(引取命令)

第 67 条 町長は、前条第 1 項に規定する期間内において、保管している放置車両の所有者等が判明したときは、当該所有者等に対し、期限を定めて当該車両を引き取るよう命ずることができる。

(移動費用等の徴収)

第 68 条 町長は、第 66 条第 1 項の規定により保管している放置車両を引き取ろうとする所有者等又は前条の規定により放置車両の引取りを命じられた所有者等から当該車両の移動及び保管に要した費用を徴収することができる。

(放置車両の処分)

第 69 条 町長は、第 66 条第 1 項に規定する保管期間を経過したときにおいても引取りのない放置車両については、処分する旨を告示し、廃棄物と認定して当該車両を処分することができる。

(放置車両の措置通知)

第 70 条 町長は、第 63 条第 1 項の規定により放置車両に標章を取り付けたとき、第 66 条第 1 項の規定により放置車両を保管しようとするとき、及び前条の規定により放置車両を処分しようとするときは、当該公共の場所の管理者及び所轄の警察署長に対し、規則で定める通知書により、それぞれ通知するものとする。

第 4 節 自動車等たい積保管の規制

(定義)

第 71 条 この節において「自動車等」とは、道路運送車両法(昭和 26 年法律第 185 号)第 2 条第 2 項に規定する自動車及び同条第 3 項に規定するもの(機能の一部又は全部が喪失しているものを含む。)をいう。

(自動車等たい積保管の許可)

第 72 条 自動車等を積み重ねて保管(以下「たい積保管」という。)しようとする者は、たい積保管場所ごとに、規則で定めるところにより町長の許可を受けなければならない。

(許可基準)

第 73 条 町長は、前条の規定による許可の申請があった場合は、その内容が規則で定める保管基準に適合していると認めるときは、許可をしなければならない。

(許可の条件)

第 74 条 町長は、第 72 条の規定による許可をするに当たり、災害を防止し、又は良好な環境を確保するため、必要な限度において条件を付することができる。

(改善勧告)

第 75 条 町長は、第 72 条の規定による許可を受けた者が、第 73 条の規定による規則で定める保管基準又は前条の規定による許可の条件に違反しているときは、当該保管基準又は条件に適合するよう必要な改善を勧告することができる。

(改善命令)

第 76 条 町長は、第 72 条の規定による許可を受けた者が、前条の規定による勧告に従わないときは、期限を

定め必要な改善を命ずることができる。

第 5 節 農薬の安全使用

(定義)

第 77 条 この節において「農薬」とは、農薬取締法(昭和 23 年法律第 82 号。以下「農薬法」という。)第 1 条の 2 第 1 項に規定するものをいう。

(減農薬の推進)

第 78 条 農薬を使用する者(以下「農薬使用者」という。)は、農薬の周辺環境に対する影響を考慮し、農薬の使用を抑制するよう努めるものとする。

(農薬の購入)

第 79 条 農薬を購入しようとする者は、農薬法第 8 条の規定による届出を行っている業者から購入しなければならない。

(農薬の適正な使用)

第 80 条 農薬使用者は、農薬法第 2 条第 1 項及び第 15 条の 2 第 1 項の規定により農林水産大臣の登録を受けた農薬を使用しなければならない。

2 農薬使用者は、農薬法第 7 条に規定する農薬の表示に基づいて、安全かつ適正に使用しなければならない。

(農薬の適正な保管)

第 81 条 農薬使用者は、農薬の盗難、紛失、飛散、流出等を防止するため、農薬を適正に保管しなければならない。

第 6 節 不法投棄の規制

(定義)

第 82 条 この節において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ごみ 第 2 条第 6 号に規定する廃棄物をいう。
- (2) 不法投棄 ごみを公共の場所及び他人が所有し、又は管理する場所にみだりに捨て良好な環境を損ねることをいう。

(不法投棄の禁止)

第 83 条 何人も、不法投棄をしてはならない。

(不法投棄されたごみの調査等)

第 84 条 町長は、不法投棄されたごみについて、不法に投棄した者(以下「不法投棄者」という。)を確認するため、その状況を調査することができる。

2 町長は、前項の規定による調査の結果を町を管轄する警察署長に通報することができる。

(原状回復命令等)

第 85 条 町長は、前条第 1 項の規定による調査の結果、不法投棄者を確認したときは、当該不法投棄者に対し、期限を定め、原状回復その他必要な措置を命ずることができる。

(土地の所有者等の措置)

第 86 条 第 84 条第 1 項の規定による調査の結果、不法投棄者が判明しない場合には、不法投棄された土地の所有者等は、関係法令に基づき適正な措置を講ずるよう努めなければならない。

第 7 節 空き缶等の散乱防止

(定義)

第 87 条 この節において、次の各号に掲げる用語の意



義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 自動販売機 飲料を販売目的とした貨幣等を投入口へ投入することにより物品が自動的に出る装置をいう。

(2) 空き缶等 飲料を販売するために収納していた缶、ビン及びプラスチック製容器をいう。

(自動販売機管理者の責務)

第 88 条 自動販売機の所有者等は、飲料の空き缶等を回収するための容器(以下「回収容器」という。)を自動販売機の周辺に設置しなければならない。ただし、次に定める自動販売機についてはこの限りではない。

(1) 工場、事務所等の敷地に設置される自動販売機でその関係者以外利用しないもの

(2) 建物の内部に設置される自動販売機で、常時当該自動販売機を管理する者がいる場合のもの

2 前項の規定により回収容器を設置した者は、当該回収容器を適正に管理し、その周辺に空き缶等が散乱しないように努めなければならない。

(自動販売機利用者の責務)

第 89 条 町民(第 52 条第 4 号に規定するものをいう。)は、自動販売機を利用することにより生じた空き缶等を持ち帰り、又は自動販売機の周辺に設置してある回収容器に投入しなければならない。

第 8 節 飼い犬及び飼い猫のふん害等の防止

(定義)

第 90 条 この節において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 飼い犬及び飼い猫 飼養管理されている犬及び猫をいう。

(2) ふん害等 飼い犬及び飼い猫のふん又は尿により道路、公園、河川敷その他の公共の場所又は他人の土地、建物等(以下「公共の場所等」という。)が汚されることにより町民の生活環境が損なわれることをいう。

(3) 飼い主 飼い犬及び飼い猫を所有又は飼養管理している者をいう。

(啓発及び周知)

第 91 条 町長は、飼い犬及び飼い猫のふん害等の防止に関する啓発及び周知に努めるものとする。

(犬の飼い主の遵守事項)

第 92 条 飼い主は、飼い犬の飼育に当たっては、飼い犬の本能及び習性等を理解し、しつけを適正な方法で行うとともに、飼い犬を公共の場所等で運動させる場合は、ふん害等を防止するため、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 綱、鎖等でつなぎ、原則として飼い犬を制御できる者が運動を行うこと。

(2) 飼い犬のふん又は尿を適正に処理するための用具を携行し、公共の場所等を汚したときは、他人に迷惑を及ぼさないよう直ちに処理すること。

(猫の飼い主の遵守事項)

第 93 条 猫の飼い主は、飼い猫の本能及び習性等を理解し、しつけを適正な方法で行うとともに、他人に迷

惑をかけないように飼養しなければならない。

(地域による啓発)

第 94 条 住民は、前 2 条の規定による遵守事項に違反している当該飼い主に対し、環境保全等のため、必要な限度において注意又は助言をすることができる。

2 前項の規定による注意又は助言を受けた飼い主は、その内容に配慮し飼い犬及び飼い猫のふん害等の防止に努めなければならない。

(指導)

第 95 条 町長は、飼い主が第 92 条及び第 93 条の規定による遵守事項に違反していると認めるときは、当該飼い主に対し、必要な措置を指導することができる。

第 9 節 生活環境を阻害するその他の行為の規制

(周辺生活環境への配慮)

第 96 条 何人も、法令又は県条例に特別の定めがあるもののほか、次に掲げる行為によって周辺的生活環境を阻害しないよう配慮しなければならない。

(1) 振動又は騒音を伴う行為

(2) 悪臭の発生を伴う行為

(3) 粉じんの飛散を伴う行為

(4) 物の焼却を伴う行為

(5) その他周辺的生活環境を阻害すると認められる行為

(指導)

第 97 条 町長は、前条各号に掲げる行為が町民の健康及び生活環境を阻害するおそれがあると認めるときは、当該行為をしている者に対し、必要な指導をすることができる。

第 4 章 環境保全審議会

(設置)

第 98 条 良好な環境の保全及び自然環境の保全並びに環境基本計画に関する事項について、町長の諮問に応じ調査、審議するため川島町環境保全審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(組織)

第 99 条 審議会は、委員 15 人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱又は任命する。

(1) 関係団体の代表

(2) 学識経験を有する者

(3) 公募による町民

(4) 町の職員

(任期)

第 100 条 委員の任期は 2 年とし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第 101 条 審議会に会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 102 条 審議会は、会長が招集し、会長がその議長と

なる。

2 審議会は、委員の過半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。  
(参考意見の聴取等)

第 103 条 審議会において必要があると認めるときは、関係人の出席を求め、参考意見又は説明を聴くことができる。

2 審議会において必要があると認めるときは、関係場所に立入り、調査することができる。

(庶務)

第 104 条 審議会の庶務は、主管課において処理する。  
(委任)

第 105 条 第 98 条から前条までに定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

第 5 章 雑則

(協力及び要請)

第 106 条 町長は、この条例の施行に関し、良好な環境のために必要があると認めるときは、関係機関の長、事業者、関係団体又は関係人に必要な協力を要請することができる。

(立入検査)

第 107 条 町長は、第 2 章第 1 節の施行に必要な限度において、その職員に、第 18 条第 1 項の規定による許可に係る事業区域に立ち入り、当該埋立事業の状況を検査させ、又は当該埋立事業の許可事業者及びその従業者に対し、質問させることができる。

2 町長は、第 3 章第 4 節の施行に必要な限度において、その職員に、第 72 条の規定による許可に係る自動車等のたい積保管の場所に立ち入り、当該自動車等のたい積保管の状況を検査させ、又は当該許可を受けた者及びその従業者に対し、質問させることができる。

3 前 2 項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

4 第 1 項及び第 2 項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(公表)

第 108 条 町長は、正当な理由もなく第 30 条若しくは第 85 条の規定による原状回復命令等に従わなかった者又は第 27 条、第 57 条若しくは第 76 条の規定による改善命令に従わなかった者について、その事実を公表することができる。

2 町長は、前項の規定により公表するときは、当該公表に係る関係人に意見を述べる機会を事前に与えなければならない。

(委任)

第 109 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 第 6 章 罰則

(罰則)

第 110 条 次の各号のいずれかに該当する者は、2 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処する。

- (1) 第 18 条第 1 項又は第 21 条第 1 項の規定による、許可を受けずに事業を行った者
- (2) 第 29 条又は第 30 条の規定による命令に違反した者

第 111 条 次の各号のいずれかに該当する者は、10 万円以下の罰金に処する。

- (1) 第 25 条又は第 31 条第 1 項の規定に違反した者
- (2) 第 45 条第 1 項又は第 49 条の規定に違反した者
- (3) 第 62 条又は第 85 条の規定による命令に違反した者
- (4) 第 107 条第 1 項又は第 2 項の規定による検査を拒み、妨げ若しくは忌避し、又は質問に対して回答せず、若しくは虚偽の回答をした者

第 112 条 第 63 条第 3 項の規定に違反した者は、5 万円以下の罰金に処する。

第 113 条 次の各号のいずれかに該当する者は、3 万円以下の罰金に処する。

- (1) 第 43 条第 3 項の規定に違反した者
- (2) 第 67 条の規定による命令に違反した者

(両罰規定)

第 114 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第 110 条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

(川島町公害防止条例等の廃止)

2 次に掲げる条例は廃止する。

- (1) 川島町公害防止条例(昭和 48 年川島町条例 12 号)
- (2) 川島町あき地等の環境保全に関する条例(昭和 58 年川島町条例第 16 号)
- (3) 川島町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例(平成 7 年川島町条例第 18 号)
- (4) 川島町空き家等の適正管理に関する条例(平成 23 年川島町条例第 6 号)

(経過措置)

3 この条例の施行の際現に従前の川島町公害防止条例及びその他の法令の規定に基づいてなされた許可、承認、指示、決定その他処分又は申請、届出その他の手続は、この条例の相当規定に基づいてなされた処分又は手続とみなす。

4 この条例の施行の際現に自動車等たい積保管をしている者又はその承継人は、第 72 条の許可を受けなくても、この条例の施行の日から 1 年を限り第 72 条の許可を受けたものとみなす。

## 資料2 審議会への諮問書

川町第 539 号  
平成25年10月8日

川島町環境保全審議会会長 様

川島町長 高田 康男

### 川島町環境基本計画の策定について(諮問)

川島町環境保全条例(平成25年条例第17号)第98条の規定に基づき、川島町環境基本計画の策定にあたって貴審議会の意見を求めます。

#### (諮問理由)

当町では平成25年3月に、環境基本条例を制定いたしました。この条例の目的は、住民が、健康で文化的な生活を営むため、生活環境や自然環境の適正な保全について基本理念を定め、町、町民及び事業者それぞれの責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本的な事項その他の必要な事項を定めることにより、その施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって良好な環境を将来にわたって確保することとしています。

そこで、この条例の基本理念に基づき、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画を策定し、持続可能な循環型社会の構築、地域の環境はもとより地球環境にも配慮した取組みを進めなくてはなりません。

そこで、当計画の策定について、貴審議会の意見を求めるものです。

### 資料3 審議会からの答申書

平成27年2月5日

川島町長 飯島和夫様

川島町環境保全審議会  
会長 後藤真太郎

#### 川島町環境基本計画の策定について（答申）

平成25年10月8日付け川町第539号で諮問のありました「川島町環境基本計画の策定」につきまして、本審議会では、その素案づくりから検討を始め、「川島町ごみ処理基本計画」の見直しと合わせて、慎重に審議を重ねた結果、このほど、別添の「輪中の郷 環境総合計画～美しい景観・自然との共生 今、私たちにできること《環境基本計画・一般廃棄物処理基本計画》」（案）をとりまとめましたので答申いたします。

なお、計画の推進にあたりましては、次の事項に十分留意していただきますようお願いいたします。

- 1 望ましい環境像の実現に向け、町、町民及び事業者と更なる連携・協働を図り、環境の保全及び創造に関する取組を効率的に実施すること。
- 2 社会情勢や環境の変化を的確に捉え、新たに生じる課題にも迅速に施策を展開し対応すること。
- 3 計画期間が15年にわたることから、計画の進捗と評価を的確に行うとともに、関連する諸計画との連携を図りながら、必要に応じて適切な見直しをすること。

## 資料4 計画策定に係る検討経過

### 1. 審議会の設置

川島町環境保全条例に基づき、環境基本計画を作成するにあたり、町民の意見が反映されるよう、情報公開と住民参加による開かれた検討を行うことを目的として、「川島町環境保全審議会」を設置しました。また、今回は環境基本計画とともに一般廃棄物処理基本計画も作成することとしたため、「廃棄物減量等推進審議会」を併せて設置しました。

関係団体の代表や学識経験を有するかたなど、各方面の代表者で構成される川島町環境保全審議会及び廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」と呼びます。）においては、事務局が作成したアンケート調査、計画案や各種の資料について、多角的な視点から検討し、川島町におけるより良い環境の保全と創造を推進するための審議を行いました。

### 2. 審議会での検討経緯

川島町環境保全審議会・川島町廃棄物減量等審議会

平成25年度

#### 第1回

開催日 平成25年10月8日

開催場所 川島町役場 第2庁舎 第1会議室

出席者 委員13名、副町長、事務局5名

議題 (1) 環境基本計画について  
(2) ごみ処理基本計画について  
(3) 環境基本調査・住民意識調査実施要領（案）について  
(4) 今後のスケジュールについて

検討内容 委員の委嘱があり、続いて諮問を受けました。その後計画策定の基礎資料とするため、環境基本調査・アンケート調査の内容について審議しました。

#### 第2回

開催日 平成25年11月21日

開催場所 川島町役場 第2庁舎 第1会議室

出席者 委員12名、事務局4名

議題 (1) アンケート調査について  
(2) 環境基本調査について  
(3) その他

検討内容 環境に関するアンケート調査の項目や内容について審議し、アンケートを校正しました。

#### 第3回

開催日 平成26年3月11日

開催場所 川島町保健センター 研修室

出席者 委員14名、事務局4名

議題 (1) 現況調査及び住民アンケート集計結果について  
(2) その他

検討内容 川島町環境基本調査報告書説明し、内容について審議しました。

平成26年度

### 第1回

開催日 平成26年7月30日

開催場所 川島町役場 第2庁舎 第1会議室

出席者 委員12名、副町長、事務局5名、コンサルタント1名

議題 (1) 環境基本調査報告について  
(2) 川島町環境基本計画について  
(3) その他

検討内容 変更となった2名の委員へ委嘱があり、その後25年度に実施した環境基本調査のまとめ、環境基本計画を策定するにあたっての基本的事項(目的と背景、計画の位置付け等)を審議しました。

### 第2回

開催日 平成26年10月3日

開催場所 川島町役場 第2庁舎 第1会議室

出席者 委員10名、事務局6名、コンサルタント1名

議題 (1) 環境基本計画について  
(2) 一般廃棄物処理基本計画について  
(3) その他

検討内容 各計画について、「計画骨子案」として大まかな構成、現状と課題などを審議しました。

### 第3回

開催日 平成26年11月25日

開催場所 川島町保健センター 商工会会議室

出席者 委員9名、事務局4名、コンサルタント1名

議題 (1) 環境基本計画について  
(2) 一般廃棄物処理基本計画について  
(3) その他

検討内容 各計画について、目標と取り組みなどを審議しました。審議会で検討した結果のものを「計画素案」として12月から翌1月にかけてパブリックコメントを行いました。

### 第4回

開催日 平成27年2月5日

開催場所 川島町役場 第2庁舎 第1会議室

出席者 委員10名、事務局6名、コンサルタント1名

議題 (1) 「輪中の郷 環境総合計画」について  
(2) その他

検討内容 委員から意見を受けて再度検討・整理したものを「計画最終案」として審議し、審議会の答申としました。同日、町長へ計画案の答申を行いました。

### 3. 審議会での検討結果（環境総合計画の内容）

平成 25 年度（第 1 回～第 3 回）及び平成 26 年度の審議会（第 1 回～第 4 回）で検討した結果に基づき、環境基本計画と一般廃棄物処理基本計画の内容を合わせた「輪中の郷 環境総合計画」（案）を策定しました。

「輪中の郷 環境総合計画」（案）は、平成 27 年度（2015 年度）から平成 41 年度（2029 年度）までの 15 年間を計画期間としています。

#### (1) 環境基本計画

環境基本計画は、望ましい環境像を「美しい景観・自然との共生 快適で活力ある かわじま」と定め、町、町民及び事業者が一体となって環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、町域において現在及び将来における安全で健康かつ快適な環境を保全・創造することを目指すものです。

環境基本計画の対象とする地域は原則として川島町全域、対象とする環境は自然環境、生活環境、快適環境、環境保全活動の 4 分野とします。

環境基本計画の構成は次のとおりです。

##### 第 1 章 計画の基本的事項

計画策定の目的と背景、計画の位置づけ、計画の対象などを示しました。

##### 第 2 章 地域の概要

環境のバックグラウンドとなる事項として、人口・世帯数の動向、産業の動向、土地利用の動向、上位計画である総合振興計画に示された町の将来像などを示しました。

##### 第 3 章 環境の現状と課題

対象とする環境（自然環境、生活環境、快適環境、環境保全活動の 4 分野）について、より細かな環境項目毎に現状を把握・整理し、現時点での課題を示しました。

##### 第 4 章 望ましい環境像

将来の目標としての望ましい環境像を定め、望ましい環境像を実現するための基本方針と、町が取り組む施策の体系を示しました。

##### 第 5 章 環境保全の目標

対象とする環境（自然環境、生活環境、快適環境、環境保全活動の 4 分野）について、より細かな環境項目毎に目標を設定し、目標を実現するために町が行う施策、町民や事業者に行って頂きたい取り組みなどを示しました。

#### (2) 一般廃棄物処理基本計画

一般廃棄物処理基本計画は、廃棄物の減量化と適正処理に関する各種の取り組みを推進することを通して、町域における安全で快適な生活環境の確保を目指すものです。

計画の対象となる一般廃棄物は、『ごみ』と『し尿』です。

一般廃棄物処理基本計画は、ごみ処理に関する「ごみ処理基本計画」とし尿などの生活排水処理に関する「生活排水処理基本計画」で構成されます。

一般廃棄物処理基本計画の構成は次のとおりです。

## 第1章 計画の基本的事項

計画策定の目的と背景、計画の位置づけ、計画の対象、廃棄物・リサイクル関連の動向などを示しました。

## 第2章 ごみ処理基本計画

ごみ処理の現状を報告し、現時点での課題を示しました。この課題を受けて、将来の目標を定め、目標を達成するための基本理念と基本方針、町が行う施策、町民や事業者に行って頂きたい取り組みなどを示しました。

## 第3章 生活排水処理基本計画

生活排水処理の現状を報告し、現時点での課題を示しました。この課題を受けて、将来の目標を定め、目標を達成するための基本理念と基本方針、町が行う施策、町民や事業者に行って頂きたい取り組みなどを示しました。

### (3) 計画の推進

「輪中の郷 環境総合計画」を実行し、豊かな自然環境と安全・快適な生活環境を未来に伝えるためには、町による施策の実行だけでなく、町、町民、事業者が互いに連携・協力し、それぞれの役割と責任を自覚した上で、環境保全に配慮した取り組みを進めていくことが必要です。

このため、全庁的な取り組み体制を整備し、環境に関する情報公開に努めるとともに、町民や事業者との意見聴取、協議の場などを設けることにより、町、町民及び事業者の連携・協力体制づくりを進めます。

「輪中の郷 環境総合計画」については、進捗状況を定期的に点検・評価することにより、本町の環境の継続的な改善を図るものとします。

計画は概ね5年毎に見直しを行うこととします。また、本町を取り巻く社会経済情勢、環境の変化や計画の進捗状況により、見直しの必要性が生じた場合には、適宜柔軟に対応するものとします。



資料5 審議会委員名簿

区 分		氏 名	備 考	
関係団体の代表 3名	1	平成25年度川島町区長会長	伊藤 禎章	平成26年 3月31日まで
		平成26年度川島町区長会長	森谷 清治	平成26年 7月30日から
	2	メタルリサイクル(株) メタル事業部課長	高橋 修	
	3	(株)松屋フーズ川島生産物流センター 環境事業推進室長	安藤 吉信	
学識経験を有する者 5名	4	立正大学地球環境科学部教授	後藤 真太郎	
	5	東松山環境管理事務所長	新村 三枝子	
	6	埼玉県地球温暖化防止推進委員	奥井 義昭	
	7	NPO法人 川島ネイチャークラブ代表理事	大森 秋郎	
	8	川島町立小見野小学校教頭	小池 裕子	平成26年 3月31日まで
野本 章			平成26年 7月30日から	
公募による町民 4名	9	公募委員	関口 清吉	
	10	公募委員	大場 幹久	
	11	公募委員	猪鼻 静	
	12	公募委員	森近 由紀	
町の職員 2名	13	農政産業課長	片岡 信行	
	14	教育総務課長	渡辺 英夫	
合計 14 名				

## 資料6 ごみ・生活排水の将来予測方法

### 1. ごみ排出量、処理・処分量の予測方法

#### 1-1. ごみ総排出量の予測方法

ごみ発生量は、生活系ごみと事業系ごみ、集団回収量に区分して予測しました。

##### (1) 生活系ごみ

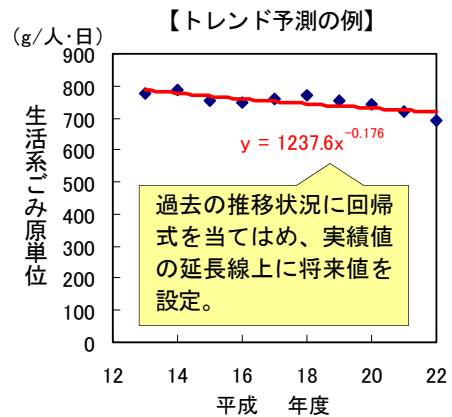
生活系ごみの排出量は、「原単位法」を使用して将来予測しました。

「原単位法」とは、町民1人1日当たりの生活系ごみ排出量（これを「原単位」といいます。）に将来人口と年間日数を乗ずることにより排出量を求める方法です。

$$\text{生活系ごみの排出量} = \frac{\text{町民1人1日当たりの生活系ごみ排出量（原単位）}}{\text{生活系ごみ排出量（原単位）}} \times \text{将来人口} \times \text{年間日数}$$

将来の町民1人1日当たりの生活系ごみ排出量は、過年度の実績値（生活系ごみ排出量と人口、年間日数から算出）よりトレンド予測を行いました。トレンド予測とは、過年度の実績値に回帰式を当てはめ、実績値の延長線上に将来値を設定する方法です。

将来人口は、政策推進課の推計人口を採用しました（計画の24ページ参照）。



##### (2) 事業系ごみ、集団回収量

事業系ごみと集団回収量は、町の全人口を対象とするものではないことから、原単位法を用いて将来予測することは不適切と判断し、全量について過年度の実績よりトレンド予測を行いました。

##### (3) ごみ別の排出量（可燃ごみ、不燃ごみ等、粗大ごみ、資源ごみ）

生活系ごみと事業系ごみの排出量は、最新年次（平成25年度）のごみ排出量の実績より、ごみ別の排出量（可燃ごみ、不燃ごみ等、粗大ごみ、資源ごみ）を設定しました。

#### 1-2. 処理・処分量の予測方法

将来の処理・処分量は、ごみ別の排出量の予測結果と最新年次（平成25年度）のごみ処理・処分の実績より、破碎処理量、焼却処理量、資源化量、最終処分量について推計しました。

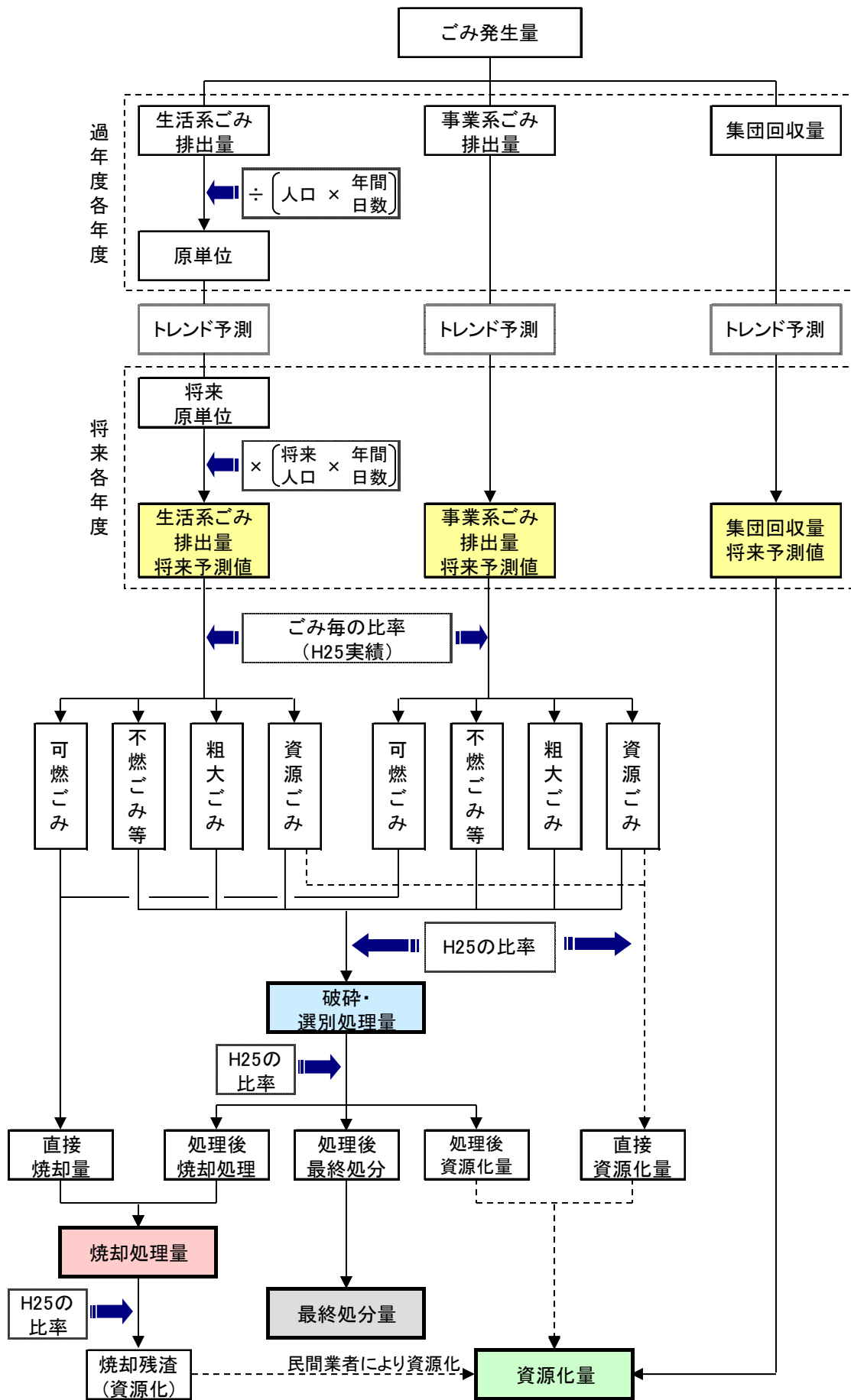


図 1-1 ごみ排出量、処理・処分量の予測フロー

### 1-3. ごみ減量実施・資源化推進時の条件設定

ごみ減量実施・資源化推進時のごみ排出量、処理・処分量は、前述の1-1・1-2に基づく現状推移時の予測結果を基本として、ごみ減量施策・資源化施策の影響を考慮して検討しました。

ごみ減量実施時・資源化推進時のごみ排出量の条件を以下に示します。

表 1-1 減量実施時のごみ排出量の条件

ごみ	減量実施時の条件
①生活系ごみ	1人1日当たり排出量を目標年度（平成41年度）に641g/人・日まで減量。 （平成27～40年度は按分により設定） →県の目標が642g/人・日であるため、それよりも少ない量まで減量させます。
②事業系ごみ	目標年度（平成41年度）の排出量を現状（平成25年度）の35%増加の水準に抑制。 （平成27～40年度は按分により設定） →現状推移時の場合、目標年度（平成41年度）の排出量は現状（平成25年度）の49%増加となりますので、それよりも減量させます。

表 1-2 資源化推進時のごみ別排出量の条件

ごみ	資源化推進時の条件	
①生活系ごみ	資源ごみ	現状（平成25年度）では生活系ごみの22.3%が資源ごみであり、分別徹底により、紙類などが可燃ごみから資源ごみに移動すると設定。 →平成31年度以降は生活系ごみの25%が資源ごみとします。 （平成27～30年度は按分により設定）
	可燃ごみ	資源ごみに移動した分だけ減量すると設定。
	不燃ごみ等、粗大ごみ	資源化推進（分別徹底）による影響なしと設定。
②事業系ごみ	資源ごみ	現状（平成25年度）では事業系ごみの3.6%が資源ごみであり、分別徹底により、紙類などが可燃ごみから資源ごみに移動すると設定。 →平成31年度以降は事業系ごみの10%が資源ごみとします。 （平成27～30年度は按分により設定）
	可燃ごみ	資源ごみに移動した分だけ減量すると設定。
	不燃ごみ等、粗大ごみ	資源化推進（分別徹底）による影響なしと設定。

注. 分別徹底による資源ごみの増加分は、「直接資源化量」に反映されると設定。

減量実施時の条件を満たすことにより、ごみ処理基本計画で掲げたごみ減量に係る目標（計画の121ページ参照）を達成します。

ごみ減量に係る目標を達成した場合、処理・処分に係る目標のうち、最終処分量の目標（計画の122ページ参照）も達成します。

また、減量実施時の条件と資源化推進時の条件の両方を満たすことにより、処理・処分に係る目標のうち、リサイクル率の目標（計画の122ページ参照）も達成します。

## 2. 生活排水処理量の予測方法

将来の生活排水処理形態別人口を設定し、し尿・浄化槽汚泥を排出する人口に1人1日当たりのし尿・浄化槽汚泥排出量（原単位）と年間日数を乗ずることで、将来のし尿・浄化槽汚泥量を算出しました。

表 2-1 将来の生活排水処理形態別人口の設定方法

項目	記号	設定方法
町の将来人口	A	ごみ処理量の将来予測で設定した人口を採用
公共下水道人口	A1	過年度の実績値よりトレンド予測
合併処理浄化槽人口	A2	$= A - (A1 + A3 + A4)$
単独処理浄化槽人口	A3	過年度の実績値よりトレンド予測
し尿収集人口	A4	過年度の実績値よりトレンド予測

表 2-2 将来の原単位の設定方法

項目	記号	設定方法
し尿の原単位	B1	直近年度（平成 25 年度）の実績値と同値と設定
浄化槽汚泥の原単位	B2	

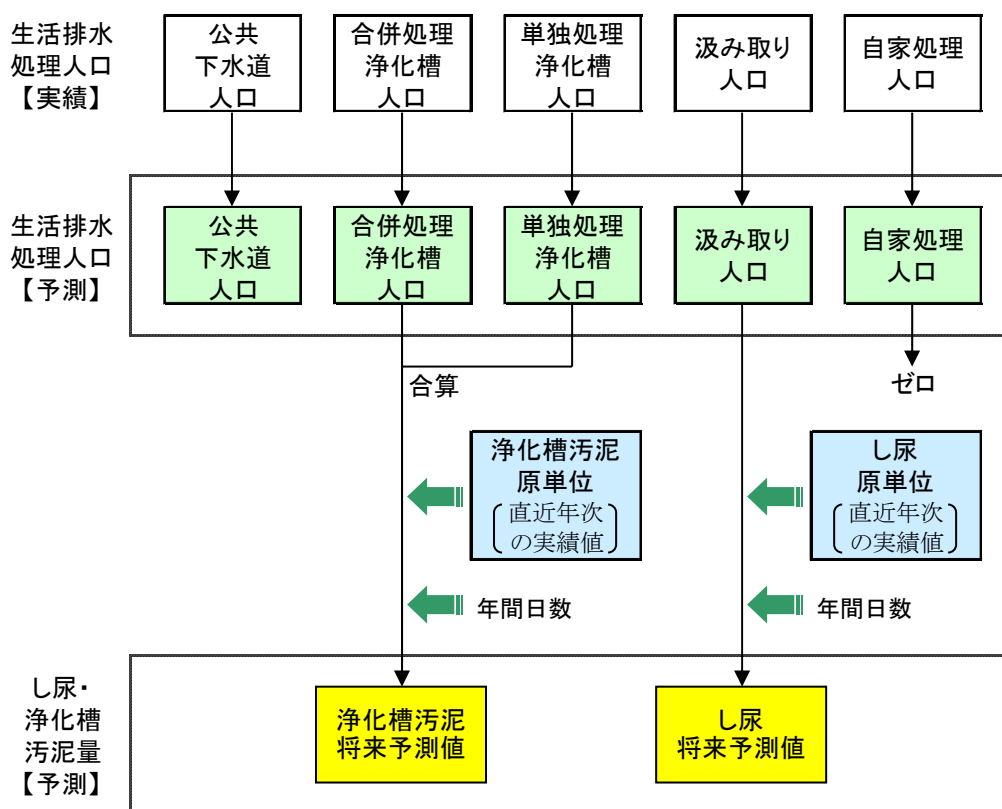


図 2-1 生活排水処理量の予測フロー

## 《 参考. トレンド予測の方法について 》

以下の項目の将来値を設定する場合には、過年度の実績値に回帰式（①1次式、②対数式、③指数式、④累乗式）を当てはめ、最も適切と判断された回帰式より、それぞれの将来年度における予測値を設定することを基本としました。

### 【ごみ排出量】

- ・生活系ごみ原単位
- ・事業系ごみ排出量
- ・集団回収量

### 【生活排水処理形態別人口】

- ・公共下水道人口
- ・単独処理浄化槽人口
- ・し尿収集人口

回帰式の選定に際しては以下の点を考慮しました。

- ・極端なデータに引っ張られないこと（極端な増加傾向、又は減少傾向を示さないこと）
- ・回帰式の当てはまりが良いこと（決定係数（ $R^2$ ）が大きな値を示すこと）

※各回帰式の決定係数に余り差がない場合には、決定係数の大小は考慮に際して優先していません。

### 【回帰式の説明】

①1次式  $y = ax + b$

伸び率が将来も継続すると仮定したモデル

②対数式  $y = a \ln(x) + b$

伸び率が徐々に減少すると仮定したモデル

③指数式  $y = ae^{bx}$

伸び率が徐々に増加すると仮定したモデル

④累乗式  $y = ax^b$

伸び率が比較的緩やかで極端な変化をしないと仮定したモデル

※  $x$  : 予測年度（平成  $x$  年度）、

$y$  : 平成  $x$  年度の推計値、

$a \cdot b$  : 定数

【ごみ排出量】

	生活系ごみ原単位(過去10年分)	事業系ごみ(過去10年分)	集団回収(過去10年分)
推移状況			
1次式			
対数式			
指数式			
累乗式			

【生活排水処理形態別人口】

	公共下水道人口(過去10年分)	単独処理浄化槽人口(過去10年分)	し尿収集人口(過去9年分)
推移状況			
1次式			
対数式			
指数式			
累乗式			









## 資料7 用語解説

### 【あ行】

#### アダプトシステム

アダプトとは「養子縁組」という意味であり、市民グループや企業などのボランティアが「里親」として、道路、公園等の公共施設の一定区画を自らの養子とみなし、定期的に清掃・美化などを行うシステムのことをいう。

#### 一般廃棄物

産業廃棄物以外の廃棄物のことで、一般廃棄物は「ごみ」と「し尿」に分類される。また、「ごみ」は商店、オフィス、レストラン等の事業活動によって生じた「事業系ごみ」と一般家庭の日常生活に伴って生じた「家庭系ごみ」に分類される。

#### ウォームビズ

暖房時のオフィスの室温を 18℃にした場合でも、ちょっとした工夫により暖かく効率的に格好良く働くことができる秋冬の新しいビジネススタイルの愛称。重ね着をする、温かい食事を摂る、などがその工夫例。

#### エコアクション21

中小企業等においても容易に環境配慮の取組を進めることができるよう、環境マネジメントシステム、環境パフォーマンス評価及び環境報告をひとつに統合した環境配慮のツール。幅広い事業者に対して環境への取組を効果的・効率的に行うシステムを構築するための方法を提供している。

#### エコマーク

様々な商品の中で、生産から廃棄にわたるライフサイクル全体を通して環境への負荷が少なく、環境保全に役立つと認められた商品に付けられる環境ラベルのこと。

#### 温室効果ガス

二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、フロンなど、熱を吸収、再放射する性質を持つ気体。大気中の量が増加することにより、地球全体の気温が次第に高くなってきていることが確認されている。

### 【か行】

#### 開発行為

建築物等を建築するため、造成工事、土地の区画の分割・統合、農地から宅地への地目の変更など土地の区画形質の変更を行うこと。

#### 外来種（外来生物）

国外や国内の他地域から人為的に導入されることにより、本来の分布域を越えて生息又は生育することとな

る生物種。自然状態では生じ得なかった影響を人為的にもたらすものとして問題となっている。

#### 化石燃料

地殻中に埋蔵され、燃料として使用される天然資源のこと。一般には石炭、石油、天然ガスを指す。

#### 合併処理浄化槽

生活排水のうち、し尿（トイレ汚水）と生活雑排水（台所や風呂、洗濯等からの排水）を併せて処理することができる浄化槽をいう。

#### 環境基準

人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として政府が定める行政目標。「環境基本法」に基づき、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音について定められている。

#### 環境マネジメント

事業者が自主的に環境保全に関する取組を進めるに当たり、環境に関する方針や目標等を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくこと。環境保全に関する方針の構成員への周知、方針に沿った目標の設定と目標達成のための計画の作成、実行のための体制整備、実行状況の監査と見直しの繰り返しにより取組が推進される。

#### 間伐材

育成段階にある森林において、樹木の混み具合に応じて樹木の一部を伐採（間引き）し、残存木の成長を促進する作業を間伐といい、この作業により生産された丸太を間伐材という。

#### 京都議定書

1997年12月に京都で開催された気候変動枠組条約第3回締約国会議（COP3）において採択された議定書。先進各国の温室効果ガスの排出量について法的拘束力のある数値目標が決定された。2005年2月に発効。

#### グリーン購入

製品やサービスを購入する際に、環境負荷の少ない商品やサービスを優先して購入すること。省エネを意識した家電製品、低公害車、再生品、詰め替え品などの環境配慮型の製品が該当する。

#### クールビズ

冷房時のオフィスの室温を 28℃にした場合でも、涼しく効率的に格好良く働くことができる夏の新しいビジネススタイルの愛称。ノーネクタイ・ノー上着スタイルが代表。

## 光化学オキシダント

大気中の窒素酸化物、炭化水素などが強い紫外線により光化学反応を起こして生成されるオゾン、パーオキシアセチルナイトレートなどの強酸化性物質の総称で、いわゆる光化学スモッグの原因となっている物質。強い刺激性を有し、大気濃度が 0.12ppm 以上になると粘膜を刺激し、目、鼻、のどを痛めることがある。

## 公共下水道

地方公共団体が管理する下水道で、生活や事業活動に起因した排水、または雨水を処理する施設。終末処理場を有するものと流域下水道に接続するものがある。

## 【さ行】

## 自然エネルギー

非枯渇性のエネルギーのことであり、化石燃料のように枯渇の心配がないことから「再生可能エネルギー」ともいわれる。水力、風力、太陽光、太陽熱、バイオマスなどがある。

## 自然共生社会

生物多様性が適切に保たれ、自然の恵みを将来にわたって享受できる社会として提示された概念。

## 循環型社会

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された概念。循環型社会基本法では、「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会」としている。

## 新エネルギー

技術的に実用化段階に達しつつあるが、経済性の面での制約から普及が十分でないもので、石油代替エネルギーの導入を図るために特に必要なもの。具体的には、太陽光発電、風力発電、バイオマス発電、太陽熱利用等が該当する。

## 生態系

ある一定地域内で生息・生育している生物群集と、それをとりまく無機的環境要因(光、温度、水、土壌など)を、相互に密接な関係を持つ一つのまとまりとしてとらえたもの。

## 生物多様性

生物の多様さとその生息環境の多様さのことで、生態系は多様な生物が生息するほど健全であり、安定していると言える。生物多様性は、人類の生存基盤である自然生態系を健全に保持し、生物資源の持続可能な利用を図っていくための基本的な要素である。

## 絶滅危惧種

絶滅寸前に追いやられたりしている動植物の種のこと。主な原因として、開発による生息域の急速な環境変化や、移入生物の影響、乱獲などがあげられる。環境省はレッドリストを作成し、それに基づいて保護を行っている。また、1990年代から各都道府県でも、レッドデータブックが作成されている。

## 【た行】

## ダイオキシン類

物の燃焼過程などで非意図的に生成される有機塩素化合物。ダイオキシン類対策特別措置法では、ポリ塩化ジベンゾフラン(135種類)、ポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン(75種類)、コブラナーPCB(十数種類)の総称と定義されており、人に対する発がん性が指摘されている。

## 太陽熱を利用する設備

太陽熱を集めて熱エネルギーとして利用するもの。給湯や冷暖房などに利用されている。

## 単独処理浄化槽

生活排水の処理において、し尿のみを処理する処理装置。

## 低炭素社会

地球温暖化の原因である温室効果ガスのうち、大きな割合を占める二酸化炭素の排出が少ない社会として提示された概念。環境への負荷を抑えた社会を示す用語として使用される。

## 都市公園

都市公園法に基づき、国又は地方公共団体が一定区域内の土地の権原を取得し、目的に応じた公園の形態を創り出し一般に公開する営造物。住民の利用に供する身近なものから広域的な利用に供するものまで、様々な規模、種類のものがある。

## 【な行】

## 二酸化硫黄

腐敗した卵に似た刺激臭のある無色の気体で硫黄分を含む石油や石炭などの燃焼時に発生する。呼吸器を刺激し、せき、ぜんそく、気管支炎などの障害を引き起こす。窒素酸化物とともに酸性雨の原因物質として知られている。

## 二酸化窒素

窒素の酸化物で赤褐色の気体。発生源はボイラーなどの固定発生源や自動車などの移動発生源のような燃焼過程、硝酸製造等の工程などがある。呼吸器系の炎症等で人の健康に影響を与える。

## 【は行】

### バイオマス

再生可能な生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの。主な活用方法としては、農業分野における飼肥料としての利用のほか、燃焼による発電、アルコール発酵、メタン発酵などによる燃料化などのエネルギー利用がある。

### 排出者責任

廃棄物等を排出する者が、その適正なリサイクル等の処理に関する責任を負うべきとの考え方。

### 浮遊粒子状物質

大気中に浮遊する粒子状の物質のうち粒径が  $10\mu\text{m}$  ( $\mu\text{m}=100$  万分の  $1\text{m}$ ) 以下のもの。

### フリーマーケット

自分の使っていた古物や不用品などを公園・広場に持ち寄って売買・交換する市場のこと。

### フロンガス

化学的に安定な物質で人体に影響はないが、大気中に放出されるとほとんど分解されず、成層圏に達しオゾン層を分解する。洗浄剤、冷却剤、発泡剤などとして広く使用されてきたが、オゾン層の保護のため、現在では生産が禁止されている。

### ペーパーレス

データや資料などを紙に印刷して閲覧・共有・保管してきたのをやめ、コンピュータシステム上で代替しようとする試み。コスト低減や省エネ・省資源の取組の一環として行われている。

## 【ま行】

### マイバック

レジ袋の削減のため、買い物に際してはバックを持参し、レジ袋の使用を控えようとする運動。買い物客が持参するマイバックは「エコバック」とも呼ばれる。

## 【ら行】

### リサイクル

廃棄物等を再利用すること。原材料として再利用するマテリアルリサイクル（再資源化）、焼却して熱エネルギーを回収するサーマルリサイクル（熱回収）がある。

### リデュース

廃棄物の発生自体を抑制すること。リユース、リサイクルに優先される。

### リユース

いったん使用された製品や部品、容器等を再使用すること。

## 【英数字】

### BOD (Biochemical Oxygen Demand)

生物化学的酸素要求量。水中の有機物が微生物の働きによって分解されるときに消費される酸素の量。河川の汚濁状況を示す代表的な指標で、数値が大きいかほど河川などの水中には有機物が多く、水質が汚濁していることを意味する。

## 輪中の郷 環境総合計画

平成 27 年 3 月 発行

川島町役場 町民生活課

〒350-0192 埼玉県比企郡川島町大字平沼 1175 番地

Tel. 049-297-1811 (代表)

Fax. 049-297-6058

E-mail. [tyoumin@town.kawajima.saitama.jp](mailto:tyoumin@town.kawajima.saitama.jp)

住む人に快適を

訪れる人に活力を

笑顔で人がつながるまち かわじま



 川島町